

徳島県告示第四百三十一号

藍住町長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（デジタル航空写真撮影業務）	藍住町全域	令和二年七月一日から 令和三年三月三十一日まで